

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集Ⅰ

もうこりた

「忘己利他」の精神で安全活動進めています
道路交通安全 ISO39001 取得へ

群馬通商

特集Ⅱ

19年ぶりに腰痛指針改正

厚労省 チェックリストで発症リスク低減

空調衛生設備業の現場は、今

類似災害検索システムを構築

過去の事例教訓に安全対策

東洋熱工業

WEB版はカラーでご覧になれます!!

WEB登録(無料)のお問い合わせは



0120-972-825

メルマガも配信中です!

No.2190

2013

7 / 15



社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRアップ21愛知会
名古屋労務研究所

所長 松岡 憲一

第156回

印刷会社の営業社員が現業部門を手伝い裁断中に指を切断

■ 災害のあらまし ■

X社はグラビア印刷に強みを持つ印刷会社である。印刷・製本技術の分かる営業マンによる企画営業に注力することで業績アップを図っている。現業部門で10年の経験を積んだ後、営業に配置転換されたAは、その経験と熱心な営業活動の甲斐あって、旅行代理店からパンフレットの受注を獲得した。

他にも納期が迫っている受注品の制作中であることも承知していたが、初めての大型受注だったこともあり、また納品までの期間が短かったこともあって、いざとなれば自分が現場に入って作業を手伝えば何とかなると考え工場長に掛け合い、作業することを了承してもらい、裁断作業中に負傷したものである。

■ 判断 ■

本来は営業社員であり、担当作業以外の現業部門の作業に従事していたときの災害ではあるが、工場長の許可を得ていたこと、事業所の労働者として当然なすべく期待される行為を行ったことなど、業務起因性が認められ業務上と判断された。

■ 解説 ■

その負傷について業務上と判断されるためには、「業務遂行性」と「業務起因性」が認められなければならない。

業務と負傷との間に相当因果関係が認められることを「業務起因性」という。

労働者が労働契約の本旨に基づき事業主の支配下にあることを「業務遂行性」という。

業務遂行性は、次の3種類に分けることができる。

①事業主の支配管理下（施設内）にあって、業務に従事している場合

②事業主の支配管理下（施設内）にあるが、業務に従事していない場合

③事業主の支配下にあるが、管理下（施設内）を離れて業務に従事している場合

また、厚生労働省では、業務に通常伴うところの危険により災害が生じた場合には、業務と災害との間に相当因果関係があると認めている。

つまり、災害の原因となるものは被災者の業務に該当し、事業主の支配管理下にある状態であれば、広い意味での業務を遂行していると考えられることができるだろう。

しかし、Aは営業職であり機械作業は本来的な業務ではない。今回のケースでポイントとなるのは工場長にかけあい了解を得たところにある。了解を得ることにより事業主の支配下にある状態になりうるのである。

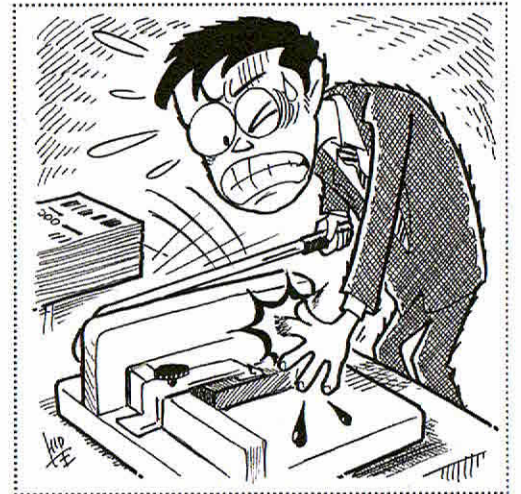
今回のケースは、裁断機を操作する業務には、指を切断するという危険があり、その危険が現実になり指を切断したことで、業務と切断との間には相当因果関係があるとされ、その負傷は業務災害と判断された。

今回の災害事例から、労災認定の境界線は次のように考えられる。

《工場長の承認がなく作業をした場合》

工場長の承認がない場合には、業務との関連性がなく、いくら納期に間に合わせるためだったとしても業務上災害とは言い難い。

納期の期日が切迫しているため、工場長などの上司から承認を得ないで工場に入り自分の判断で勝手に仕事をした場合は、会社の指示に基づく業務とはいえず、業務遂行性が否定される可能性がある。



参考：「事業主の特命なく、担当作業以外の作業に従事中の事故は、当該事業場の労働者として、当然なすべく期待される行為を行ったと認められるときは業務上」（昭31・3・31 30 基収第5597）。

《工場長の承認があり作業をした場合》

納期に間に合わせるため、工場長の承認を受け製造の手伝いをしたことは、工場長の指揮命令を受けて作業をしていたこととして歴然であり、担当作業以外の作業ではあるが業務起因性が高く業務災害として認められる。

《工場長の承認はなく、頻繁に工場で作業をしていた場合》

工場長の承認を得ないまま、頻繁に工場に足を運び、作業を手伝っていたことは、工場長の黙示の命令があったものと推認でき、会社もAが担当作業以外の作業に従事していたことを黙認していたと類推されるので業務起因性があり、業務災害となる可能性が高い。

以上のような説明のとおり判断になる可能性が高くなるので、突発的に担当（労働契約上の業務）以外の作業をする場合には、会社の担当責任者の承認を得て作業に入ることを心がけたい。